

甲南大学知的財産戦略

平成 30 年 9 月 13 日

1. 目的

甲南大学は、「世界に通じる特色ある研究力が教育に浸み出し、地域と連携して発展していることが社会に評価される大学になる」という「甲南新世紀ビジョン」を掲げている。すなわち、世界に通じる特色ある研究活動を積極的に進め、その成果を大学の教育に反映するとともに、地域社会をはじめとして広く一般社会の発展に貢献することを目標に活動している。

特に本学では、生命科学・環境科学・エネルギー科学・情報科学の分野における研究成果は従来の技術を変革する可能性を秘めており、特許等の知的財産権を確立すべき重点分野と定め、全学的・組織的に活動を進める。このような活動を通して、研究の発展をはかるとともに産学連携などの外部との連携を積極的に進め、社会に貢献するイノベーションの創出を目指す。

本学の知的財産戦略は、本学の研究成果を礎に、産学連携を牽引し、本学の学術研究成果の社会への還元ならびに甲南大学の学術研究のさらなる発展を目的とし、その実現に向けた基本方針と施策を示すものである。

2. 基本方針

(1) 本学の学術研究成果及び基盤的技術を知的財産権として確立する

大学研究の本質は、真理を探究し新たな知見を創造することであり、本学でも多くの基礎的・学術的な研究が行われている。

本学の知的財産戦略では、本学における研究成果を国内外の知的財産権として確立することを通じ、イノベーションの創出に向けた技術基盤の構築に寄与することを基本方針とする。産業界を通して、これらの研究成果を社会に還元すると共に、競争的研究資金を獲得するための礎とする。特に、産官学連携プロジェクトなどの大型プロジェクトの研究成果については、積極的に特許等の知的財産権の確立に取り組む。

(2) 知的財産を産業及び学術研究発展のために活用する

本学での学術研究の成果に基づく知的財産について、産業界へ特許・実用新案等のライセンス供与、権利の譲渡ならびに産業界との共同研究等において活用することに取り組む。特に、本学の研究者と産業界とのコーディネートを進め、ライセンス供与、権利の譲渡や共同研究に発展させるために甲南大学フロンティア研究推進機構（以下「甲南 FRONT」という。）に産官学連携コーディネーターを配置し、本学の知的財産を活用することに取り組む。

(3) 研究・開発を知的財産・産学連携の視点から支援する

本学では国内外を問わず外部機関との連携による研究が数多く実施されている。これらの外部と連携した研究により生み出される知的財産に関する渉外事項を円滑に進める。具体的には、研

研究成果の広報、研究成果の展開に関して、コンプライアンス等の研究支援に取り組むと同時に、研究推進体制の充実強化に取り組む。また、本学と産業界との共同研究により得られた成果を特許・実用新案等の知的財産権として確立するために甲南 FRONT に知財アドバイザーを配置するとともに、外部と連携した研究支援体制の強化を進める。

3. 施策

ア. 知的財産・研究シーズの把握

産官学連携コーディネーターや甲南 FRONT の産学連携担当者が知的財産・産学連携の視点から学内研究者とのコミュニケーションを緊密にし、本学で数多く実施されている世界に通じる特色ある研究に内在している知的財産・研究シーズの把握に努める。これにより、研究者・学生の知的財産権への認識を高めるとともに、優れた知的財産権を確立するための礎とする。また、研究者ならびに産官学連携コーディネーターや甲南 FRONT の産学連携担当者が国内外の研究開発動向及び知的財産権等の動向を把握し、研究ならびにその成果に対して知的財産・産学連携の視点から適切な判断が行える実務能力を高める。

イ. 研究力の発信と産官学連携研究への機会の拡大

本学の研究力を社会に広く発信し、産業界や公的機関との共同研究・受託研究の機会を広げる。具体的には、WEB を積極的に活用し、WEB 上での「研究検索」機能を充実させるとともに、世界に通じる本学の特色ある研究の紹介を効率的に行えるシステムを構築することで、一般からのアクセスを容易にする手段を提供する。また、産学連携につながる展示会への出展を行うなどの活動を積極的に行う。このような活動を通して、新たな共同研究・受託研究の促進、競争的資金獲得による研究を推進する。

ウ. 知的財産権の獲得支援

産官学連携プロジェクトなどの大型プロジェクトの研究成果や、知的財産・研究シーズの把握を通して、知的財産権を確立するべき本学の研究成果について、知的財産権の獲得業務を支援する。そのために、産官学連携コーディネーターや甲南 FRONT の産学連携担当者が、産業界との連携を密にし、本学の知的財産についてマーケティングとセールス活動を適切に実行できる環境を整備する。また、本学の特許・実用新案等の知的財産権の概要、件数や研究領域を WEB で公開することなどにより、産業界からの関心を高める体制を整備する。

エ. 知的財産権の確立

本学での研究成果をもとに、科学技術振興機構（JST）あるいは新産業創造機構（NIRO）の知財活用支援組織等からの意見を参考^{*1}にするとともに、知財アドバイザーからのアドバイスを含めて、本学として獲得すべき知的財産権の内容を発明委員会で吟味し、知的財産権の確立^{*2}をはかる。このような活動を通して、研究者ならびに産学連携担当者が特許関連ならびに産学連携関連の諸契約への対応能力を高める。

オ. 知的財産権の管理と活用

大学が知的財産権を獲得・保持している特許・実用新案等について効率的な管理を行い、発明者である研究者の権利を保全することを念頭に、これらの特許のライセンス供与、売却あるいは移譲するなどの活用に必要な支援を行う。

※1 JST の知財活用支援請求の件数に制限が課されたことから、NIRO 等へ委託する必要があるが、これには年間 80 万円程度の予算が必要である。(NIRO 等への委託件数を 6 件／年程度と想定)

※2 特許の出願、審査請求ならびに維持費として、年間 300 万円程度の予算を必要とする。(出願 5 件／年程度、審査請求 5 件／年程度、維持すべき国内外特許 15 件程度を想定)